平成２８年（再ロ）第１００２９号

東京都町田市忠生２―32―１

再生債務者　楢林　智也

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月４日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成28年11月28日まで

平成28年11月10日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第４号

青森県北津軽郡中泊町大字中里字平山268番地76

再生債務者　菊地　　徹

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月21日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成28年12月８日まで

平成28年11月10日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第２７号

大阪府高槻市沢良木町18番６―817号

再生債務者　山本真佐史

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月７日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成28年12月８日まで

平成28年11月10日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号

鳥取県米子市浦津398番地１

再生債務者　小村　哲也

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月11日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（再ロ）第１１号

千葉県市川市南八幡１丁目23番１―201号

再生債務者　植村　知弘

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年11月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月10日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第２号

千葉県八千代市上高野1527番地29

再生債務者　細谷　洋司（旧姓中西）

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月11日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第９号

横浜市戸塚区小雀町2394番地１

再生債務者　益谷　　勲

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月11日

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２５年（再ロ）第３号

旭川市神楽４条12丁目４番10号

再生債務者　齊藤　利明

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成26年３月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年11月11日　　旭川地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年11月21日　　福岡県教育委員会

１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日

⑴　高等学校教諭一種免許状、平16高一種第696号、長崎県教育委員会、平成17年３月25日、長崎県、澤田　　稔、平成28年11月２日

⑵　高等学校教諭一種免許状、平19高１第49号、新潟県教育委員会、平成19年４月23日、長崎県、澤田　　稔、平成28年11月２日

⑶　小学校教諭一種免許状、平21小一第707号、京都府教育委員会、平成22年３月25日、長崎県、澤田　　稔、平成28年11月２日

２．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jr-servicenet.com

（乙）http://www.jrhokkaido.co.jp

平成二十八年十一月二十一日

札幌市中央区北三条西三丁目一番地四四

（甲）株式会社北海道ジェイ・アール・サービスネット

代表取締役　馬場　雅史

北海道釧路市北大通一四丁目五番地

（乙）ジェイ・アール道東トラベルサービス株式会社

代表取締役　馬場　雅史

合併公告

左記協会は、法令に定める主務大臣の認可を条件に、平成二十九年四月三日を合併期日として合併して、新設する全国漁業信用基金協会に権利義務全部を承継させて左記協会は消滅することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、この公告は中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第二項に基づき行っております。

平成二十八年十一月二十一日

札幌市中央区北三条西七丁目一番地

北海道漁業信用基金協会

理事長　松居　俊治

岩手県盛岡市内丸一六番一号

岩手県漁業信用基金協会

理事長　小川原　泉

秋田市山王三丁目八番一五号秋田県水産会館

秋田県漁業信用基金協会

理事長　山本　健蔵

福島県いわき市中央台飯野四丁目三番地の一

福島県漁業信用基金協会

理事長　野崎　　哲

横浜市金沢区富岡東二丁目一番二二号

神奈川県漁業信用基金協会

理事長　小山　紀雄

静岡市葵区追手町九番一八号

静岡県漁業信用基金協会

理事長　山口　保美

名古屋市中区丸の内三丁目四番三一号

愛知県漁業信用基金協会

理事長　加藤　正人

三重県津市広明町三三三番地の一

三重県漁業信用基金協会

理事長　永富　洋一

滋賀県大津市京町四丁目一番一号

滋賀県漁業信用基金協会

理事長　髙橋滝治郎

京都府舞鶴市字下安久無番地

京都府漁業信用基金協会

理事長　佐々木新一郎

大阪市住之江区南港北一丁目一四番一六号

大阪府漁業信用基金協会

理事長　福本　三郎

兵庫県明石市中崎一丁目二番三号兵庫県水産会館

兵庫県漁業信用基金協会

理事長　山田　隆義

和歌山市雑賀屋町東ノ丁三〇番地

和歌山県漁業信用基金協会

理事長　嶋田　栄人

岡山市北区内山下二丁目一一番一八号

岡山県漁業信用基金協会

理事長　平田　晋也

広島市中区大手町二丁目九番六号

広島県漁業信用基金協会

理事長　高田　幸典

徳島市東沖洲二丁目一三番地

徳島県漁業信用基金協会

理事長　久米　順二

福岡市中央区舞鶴二丁目四番一九号

福岡県漁業信用基金協会

理事長　半田　亮司

宮崎市港二丁目六番地

宮崎県漁業信用基金協会

理事長　松木　幹宏

沖縄県那覇市前島三丁目二二五番三九号

沖縄県漁業信用基金協会

理事長　増村　光広